

令和 7 年度作業環境測定作業（下期）

仕様書

1. 件名

令和7年度作業環境測定作業（下期）

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）原子力科学研究所の有害な業務を行う屋内作業場、その他の作業場の作業環境測定を実施するため、当該業務を受注者に請け負わせる仕様について、定めたものである。

本作業は、労働安全衛生法第65条に基づき、厚生労働省令で定める指定作業場の作業環境の実態を把握する作業であるため、受注者は作業場、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

原子力機構 原子力科学研究所
別紙「作業環境測定予定表」参照

4. 納期

令和8年3月13日(金)

5. 作業実施予定期間

令和8年2月末までに実施することとする。

詳細については原子力機構担当者と打合せの上決定する。但し、土日、祝日及びその他原子力機構が指定する日を除くものとする。

また、原則として9:00～17:00の時間帯に実施すること。

6. 作業内容

6. 1 作業対象

特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則に係る有害な物質
作業対象の物質については、別紙「作業環境測定予定表」参照

6. 2 測定方法

測定方法は、特別の告示がない限り、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)及び同測定指針に基づき、測定を実施すること。

7. 試験・検査

当日の測定作業が終了した後、測定データの確認を行う。

8. 業務に必要な資格等

- (1) 第1種作業環境測定士
- (2) 放射線業務従事者

9. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

放射線防護資材(ゴム手袋、綿手袋)

- (2) 貸与品
個人線量計

10. 提出書類

- | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------------|
| (1) 総括責任者・総括責任者代理届 | 契約後速やかに | 1 部 |
| (2) 作業要領書 | 契約後速やかに | 1 部 |
| (3) 作業環境測定機関登録証 | 契約後速やかに | 1 部 |
| (4) 作業環境測定登録証(第一種) | 契約後速やかに | 1 部 |
| (5) 作業報告書※ | 作業終了後速やかに | 2 部(紙、電子媒体 1 部) |
| (6) その他必要な書類
(原子力機構指定様式) | その都度 | 必要数 |

※測定データシート、測定結果表及び測定点の略図を含む作業環境調査結果証明書を報告するものとする。

(提出場所)

原子力機構 原子力科学研究所 保安全管理部 安全対策課

11. 検収条件

「7. 試験・検査」の合格及び「10. 提出書類」の確認並びに原子力機構が仕様書の定める作業が実施されたと認めた時を以て、作業完了とする。

12. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長
- (2) 技術検査 安全対策課長

監督員

- (1) 作業全般 安全対策課員

13. 適用法規・規程等

- (1) 原子力科学研究所工事・作業の安全管理基準
- (2) 作業責任者等認定制度の運用要領
- (3) 原子力科学研究所安全衛生管理規則
- (4) 原子力科学研究所放射線安全取扱手引
- (5) 原子力科学研究所消防計画
- (6) 原子力科学研究所事故対策規則
- (7) 原子力科学研究所地震対応要領
- (8) 原子力科学研究所原子炉施設保安規定
- (9) 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
- (10) 原子力科学研究所電気工作物保安規程
- (11) 原子力科学研究所電気工作物保安規則
- (12) 原子力科学研究所周辺監視区域出入管理マニュアル
- (13) 保安全管理部防火・防災管理要領
- (14) その他関係法令及び規則

14. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し、安全性に配慮した業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の確認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 不測の事態が発生した場合に、迅速に対応できるよう工事・作業管理体制表を設け、作業場所に適宜掲示すること。
- (5) 当該作業において原子力機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は、原子力機構担当者と協議し速やかに修理すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項でも、技術上必要と認められる項目については、原子力機構担当者と協議し実施すること。
- (7) 作業開始前には、KY 活動及び TBM を実施し、作業の安全に努めること。
- (8) 本作業の実施にあたっては、関係法令及び原子力機構諸規則を遵守するとともに、原子力機構担当者と十分な打合せのうえ実施すること。特に作業の安全には、十分留意して行うこと。
- (9) 当該施設での作業の開始及び終了の際には、必ず原子力機構の作業関係者等へ連絡をすること。
- (10) 原子力科学研究所の核物質防護対象施設へ作業のため立入る場合は、原子力科学研究所の定める核物質防護関係の諸規定を遵守するとともに、必要な手続き等を行うものとする。
- (11) 原子力科学研究所へ作業のため立入る場合は、原子力科学研究所の定める作業責任者等認定制度の運用要領を遵守するとともに、必要な手続き等を行うものとする。

15. 総括責任者

受注者は本契約作業を履行するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する者(以下「総括責任者」という。)及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

－以上－

令和7年度作業環境測定作業(下期)調査表

建家・施設名	室名	管理区域	対象区分	物 質 名
第1研究棟	300号室	非	有機溶剤	アセトン
				酢酸エチル
				酢酸メチル
				メタノール
			特定化学物質	クロム酸及びその塩
				五酸化バナジウム
				ニッケル化合物(粉状の物に限る)
				ベンゼン
	302号室	非	有機溶剤	アセトン
				メタノール
			特定化学物質	クロロホルム
	304号室	非	有機溶剤	アセトン
			有機溶剤	N・N-ジメチルホルムアミド
			有機溶剤	2-プロパノール
			特定化学物質	ジクロロメタン
			特定化学物質	フッ化水素
	311号室	非	有機溶剤	イソプロピルアルコール
				メタノール
	320号室	非	有機溶剤	アセトン
				エチルエーテル
				テトラヒドロフラン
				メタノール
				酢酸エチル
				N・N-ジメチルホルムアミド
			特定化学物質	1,4-ジオキサン
				クロロホルム
				ジクロロメタン
	330号室	非	有機溶剤	N・N-ジメチルホルムアミド
			特定化学物質	1,2-ジクロロエタン
				ジクロロメタン
				水銀及びその無機化合物
				フッ化水素
	334号室	非	有機溶剤	トルエン
			特定化学物質	1,2-ジクロロエタン
				1,4-ジオキサン
				クロロホルム
				フッ化水素

	336号室	非	有機溶剤	イソプロピルアルコール
				メタノール
	338号室	非	有機溶剤	アセトン
				メタノール
				エチルエーテル
			特定化学物質	フッ化水素
				五酸化バナジウム
第2研究棟	028号室	非	有機溶剤	イソプロピルアルコール
	238号室	非	有機溶剤	アセトン
				イソプロピルアルコール
第3研究棟				メタノール
	037・039号室	非	有機溶剤	メタノール
	045号室	非	有機溶剤	アセトン
				トルエン
				ヘキサン
				メタノール
			特定化学物質	クロロホルム
				水銀及びその無機化合物
	229-231号室	非	有機溶剤	アセトン
				メタノール
				酢酸エチル
			特定化学物質	クロロホルム
	236号室	非	有機溶剤	アセトン
			有機溶剤	ノルマルヘキサン
	337号室	非	有機溶剤	アセトン
			有機溶剤	ノルマルヘキサン
	338号室	非	有機溶剤	アセトン
			有機溶剤	メタノール
			特定化学物質	クロロホルム
	340号室	非	有機溶剤	アセトン
			有機溶剤	メタノール
			特定化学物質	クロロホルム
	342-344号室	非	有機溶剤	アセトン
試料処理室 北建家	分析室	非	有機溶剤	エチルエーテル
				メタノール
			特定化学物質	マンガン及びその化合物
体内RI分析室	第2分析室	非	有機溶剤	メタノール
			特定化学物質	フッ化水素
	前処理室		特定化学物質	フッ化水素

材料試験室	2号室	非	特定化学物質	クロム酸及びその塩
				五酸化バナジウム
	6号室	非	有機溶剤	アセトン
				N・N-ジメチルホルムアミド
		特定化学物質	コバルト及びその化合物	
Co60照射建屋	01室	非	特定化学物質	マンガン及びその化合物
				コバルト及びその化合物
工作工場	特殊作業室No.1	非	有機溶剤	アセトン
核融合変電所	—	非	特定化学物質	石綿
安全工学研究棟	212号室	非	特定化学物質	フッ化水素
安全研究棟	東104	非	有機溶剤	アセトン
				メタノール
				ヘキサン
				イソプロパノール
			特定化学物質	四塩化炭素
				フッ化水素
				沃化メチル
				アンモニア
	東108	非	有機溶剤	アセトン
				メタノール
			特定化学物質	クロロホルム
				沃化メチル
フッ化水素				
安全基礎工学試験棟	非	有機溶剤	アセトン	
		特定化学物質	カドミウム及びその化合物	
			インジウム	
		有機溶剤	アセトン	
		特定化学物質	カドミウム及びその化合物	
			インジウム	
高度環境分析研究棟	A-03	第1種	特定化学物質	フッ化水素
	A-04		特定化学物質	フッ化水素
	A-05		特定化学物質	フッ化水素
	A-06		特定化学物質	フッ化水素
	A-07		特定化学物質	フッ化水素
	B-06		特定化学物質	フッ化水素
	B-08		特定化学物質	1,2-ジクロロエタン
				ジクロロメタン

格納容器試験棟	大実験室	非	有機溶剤	アセトン
				クレゾール
				ヘキサン
				トルエン
				2-プロパノール
				メタノール
			特定化学物質	カドミウム及びその化合物
				クロム酸及びその塩
				ニッケル化合物(粉状の物に限る)
				マンガン及びその化合物
タンデム加速器棟	化学実験室	非	有機溶剤	アセトン
				メタノール
			特定化学物質	ニッケル化合物(粉状の物に限る)
	ホット化学実験室	第1種	有機溶剤	アセトン
				イソプロピルアルコール
				トルエン
				メタノール
			特定化学物質	四塩化炭素
				フッ化水素
				ベリリウム及びその化合物
FEL研究棟	16号室	非	有機溶剤	アセトン
				メタノール
			特定化学物質	トリクロロエチレン
				フッ化水素
	28号室	非	有機溶剤	メタノール
			特定化学物質	フッ化水素
トリチウムプロセス研究棟	115号室	第1種	特定化学物質	石綿

NUCEF	コールド実験室(302)	非	有機溶剤	アセトン
				イソプロピルアルコール
				エチルエーテル
				ノルマルヘキサン
				メタノール
				テトラヒドロフラン
				酢酸エチル
				N・N-ジメチルホルムアミド
				シクロヘキサノン
			特定化学物質	クロロホルム
				四塩化炭素
				重クロム酸及びその塩
				ジクロロメタン
				フッ化水素
				マンガン及びその化合物
				三酸化ニアンチモン
				1,4-ジオキサン
				カドミウム及びその化合物
				オルト-トルイジン
NUCEF実験棟B	実験室Ⅲ	第1種	特定化学物質	フッ化水素
	実験室Ⅵ	第1種	有機溶剤	アセトン
				キシレン
				メタノール
	分析室(Ⅰ)(B-231)	第1種	特定化学物質	四塩化炭素
				フッ化水素
				メチルイソブチルケトン
重クロム酸及びその塩				
分析室(Ⅱ)(B-232)	特定化学物質	フッ化水素		
WASTE F	ホット化学実験室 133号室	第1種	有機溶剤	アセトン
大型非定常ループ実験棟	大実験室	第2種	特定化学物質	石綿
燃料試験施設	α γ 1セル操作室	第1種	特定化学物質	水銀及びその無機化合物
	測定室		有機溶剤	アセトン
				キシレン
			特定化学物質	フッ化水素
	119AB号室	第1種	有機溶剤	アセトン
				イソプロピルアルコール
				メタノール
				トルエン

119C-122(a)号室	第1種	有機溶剤	トルエン
			アセトン
			メタノール
		特定化学物質	フッ化水素
202BC-204C号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素
			アクリルアミド
203AB号室	第1種	有機溶剤	キシレン
			アセトン
			メタノール
		特定化学物質	四塩化炭素
			五酸化バナジウム
			フッ化水素
			沃化メチル
			クロロホルム
204A号室	第1種	有機溶剤	アセトン
			キシレン
			ノルマルヘキサン
			メタノール
		特定化学物質	四塩化炭素
			五酸化バナジウム
			フッ化水素
			沃化メチル
			クロロホルム
213号室	第1種	有機溶剤	アセトン
			トルエン
		特定化学物質	フッ化水素
215-217C号室	第1種	有機溶剤	トルエン
			アセトン
			メタノール
		特定化学物質	フッ化水素
216AB号室	第1種	特定化学物質	水銀及びその無機化合物
221号室	第1種	特定化学物質	水銀及びその無機化合物
222号室	第1種	特定化学物質	カドミウム及びその化合物
			鉛及びその化合物
301-303C号室	第1種	有機溶剤	アセトン
			トルエン
		特定化学物質	フッ化水素
304号室	第1種	特定化学物質	カドミウム及びその化合物
			鉛及びその化合物

第4研究棟

307号室	第1種	特定化学物質	水銀及びその無機化合物
			カドミウム及びその化合物
			鉛及びその化合物
309号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素
313B号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素
313C号室	第1種	特定化学物質	五酸化バナジウム
			四塩化炭素
			フッ化水素
315AB号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素
315C号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素
316BC号室	第1種	有機溶剤	アセトン
			キシレン
			ノルマルヘキサン
			メタノール
			イソプロピルアルコール
		特定化学物質	四塩化炭素
			五酸化バナジウム
			フッ化水素
			沃化メチル
			クロロホルム
317BC号室	第1種	有機溶剤	N・N-ジメチルホルムアミド
320BC号室	第1種	有機溶剤	トルエン
			メタノール
		特定化学物質	1,2-ジクロロエタン
			クロロホルム
321BC号室	第1種	特定化学物質	カドミウム及びその化合物
			鉛及びその化合物
322BC号室	第1種	有機溶剤	アセトン
			イソプロピルアルコール
			トルエン
			メタノール
		特定化学物質	フッ化水素
402BC号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素
403AB号室	第1種	有機溶剤	アセトン
404AB号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素
404C号室	第1種	特定化学物質	フッ化水素

	411号室	第1種	有機溶剤	アセトン
				キシレン
				ノルマルヘキサン
				メタノール
			特定化学物質	四塩化炭素
				五酸化バナジウム
				フッ化水素
				沃化メチル
				クロロホルム
	413BC号室	第1種	有機溶剤	アセトン
				イソプロピルアルコール
				メタノール
			特定化学物質	ベリリウム及びその化合物
	416号室	第1種	有機溶剤	アセトン
				トルエン
				ノルマルヘキサン
	418A2号室	第1種	有機溶剤	アセトン
	419－421BC号室	第1種	有機溶剤	アセトン
				エチルエーテル
				テトラヒドロフラン
				メタノール
				N・N-ジメチルホルムアミド
			特定化学物質	水銀及びその無機化合物